

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 5 4 号	三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
税 務 課	<p>【関係法令】 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）</p> <p>【趣 旨】 地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内容及び施行期日】</p> <p>1 個人市民税関係</p> <p>(1) 非課税措置の所得要件引上げ(平成 33 年 1 月 1 日施行)</p> <p>(2) 高所得者の基礎控除・調整控除の廃止(平成 33 年 1 月 1 日施行)</p> <p>(3) 肉用牛売却所得課税に係る特例措置の適用期限延長（条例公布の日施行）</p> <p>2 法人市民税関係</p> <p>(1) 大法人の法人市民税に係る電子申告の義務化(平成 32 年 4 月 1 日施行)</p> <p>3 市たばこ税関係</p> <p>高齢化の進展による社会保障関係費の増加、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案し、たばこ税の税率を引き上げる。税率の引上げに当たっては、3 回に分けて段階的に実施する。また、加熱式たばこについて、紙巻たばことの間大きな税率格差が存在することも踏まえ課税方式を見直す。新課税方式への移行は、平成 30 年 10 月 1 日から 5 年間かけて段階的に実施する。</p> <p>4 固定資産税関係</p> <p>(1) 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援措置の新設（生産性向上特別措置法の施行の日施行）</p> <p>(2) 公害防止用設備の課税標準の特例措置の延長（条例公布の日施行）</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の延長（条例公布の日施行）</p> <p>5 その他所要の規定の整備</p>